

「申請に対する処分」 基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立ち入り または立木竹伐採の許可	
根拠法令・条項	森林法第49条第1項、第2項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>森林法第49条第1項 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実施調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>森林法第49条第2項 市町村の長は、前項の許可の申請があったときは、土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため